

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年6月5日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例案

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（平成18年6月国立市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「軽自動車税」の次に「の種別割（同法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下単に「種別割」という。）」を加える。

第2条（見出しを含む。）及び第3条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第4条第1項中「軽自動車税の」を「種別割の」に、「軽自動車税納税証紙」を「軽自動車税（種別割）納税証紙」に改め、同条第2項中「軽自動車税の」を「種別割の」に、「軽自動車税納税済印」を「軽自動車税（種別

割) 納税済印」に改める。

第1号様式中「軽自動車税証紙」を「軽自動車税(種別割)証紙」に、「Light-Automobile Tax Stamp」を「Light-Automobile (Category Base) Tax Stamp」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。